

厚生労働省発薬生 0725 第 75 号
令和元年 7 月 25 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本 匠



諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の化学物質を法第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質に指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル) エタノール
- 2 ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び炭素原子に結合するペンタデカフルオロアルキル基 (アルキル基の炭素数が 7 のものに限る。) を含む化合物